第　　　　　号

年　　月　　日

　様

安芸太田町福祉事務所長

障害者控除対象者認定書

　所得税法施行令（昭和４０年政令第９６号）第１０条及び地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）第７条及び第７条の１５の７に定める、

　 障 害 者

　　　　　　　　　として認定します。

特別障害者

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申 請 者 | 住 所 |  | 氏 名 |  |
| 続 柄 |  |
| 対 象 者 | 住 所 |  |
| 氏 名 |  | 生年月日 |  |
| 障害事由 | 障 害 者 | 知的障害者（1）（軽度・中度）に準ずる。 | 身体障害者（2）（３級～６級）に準ずる。 |
| 特別障害者 | 知的障害者（2）（重度）に準ずる。 | 身体障害者（3）（１級～２級）に準ずる。 |
| （3）寝たきり老人 |  |
| 備　考 | １．主治医意見書の作成日　　　　年　　月　　日２．要介護認定の有効期限　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日　 |

（注）　障害事由に変更・消滅が生じた場合には、すみやかに福祉事務所長にその旨を報告してください。